

長州藩編纂事業史 (其の三)

五 寺社証文の編纂

永田瀬兵衛が「閩閩録」の編纂と並行して編纂したものに、「寺社証文」がある。この「寺社証文」の編纂は、「閩閩録」の編纂を藩主毛利吉元から命ぜられる一年前に下された。

(其の一)

御国中寺社縁起并開基、尤御証文等写差出せ、一社一寺切ニ類寄せ被仰付候、当御留守中ニ写相集、来年御帰国之上、本書銘々持参引合候已後、御記録可被仰付との御事
右之通其方え被仰付候間、可遂其節候事

長州藩編纂事業史(其の三)(広田)

広 田 暢 久

右永田瀬兵衛へ被仰渡

(其の二)

覚

一、寺社之縁起 寺家ハ本寺末寺ニ至迄

但、縁起無之申伝有之寺社ハ、其由緒住職代々之道号法名、神主代々之称号実名

一、御家之御証文并古来之証文旧記等

一、棟札・鐘銘等之類 近年之製作御用ニ無之

一、什宝

右之通御両国大小之寺社より写可差出之由可有沙汰候、追て本書と校合被仰付候条、聊無相違様ニ写可被申付候、写出来次第、永田瀬兵衛方え可被相渡候事

但、右御用永田瀬兵衛へ被仰付候条、猶又追々瀬兵衛より好書之趣も可有之候条、依其品可有沙汰候事^①

右の両通の史料は、藩主の口頭指示を書きとめた「御意控」に記載されているものである。他の史料にみられる年月日と宛先の記載がみあたらないが、享保四年(一七一九)三月のところに記載されているので、この時点で発せられたものであろう。また、宛先は寺社奉行宛と考えてよいと思うし、(其の一)で「寺社証文」編纂の基本方針と示し、(其の二)で収録内容の具体案が指示されている。以上のことをまとめると次のようになる。

- (1) 国中の寺社から縁起・開基・証文(什書)などを提出させ、それを一寺社ごとにまとめよ。
- (2) 右のことは今年(享保四年)に行い、明年はこの写本と原本を対校して記録(文書集)を作成せよ。

(3) 寺社の縁起は本寺社だけでなく、末寺末社に至るまで書き上げ、縁起がない寺社はそれにかわる由緒を書かせ、寺院は歴代の住職名・道号・法名、神主は歴代の称号・実名を提出させること。

(4) 毛利家から発給した文書だけでなく、古来から相伝した文書・旧記も提出させること。

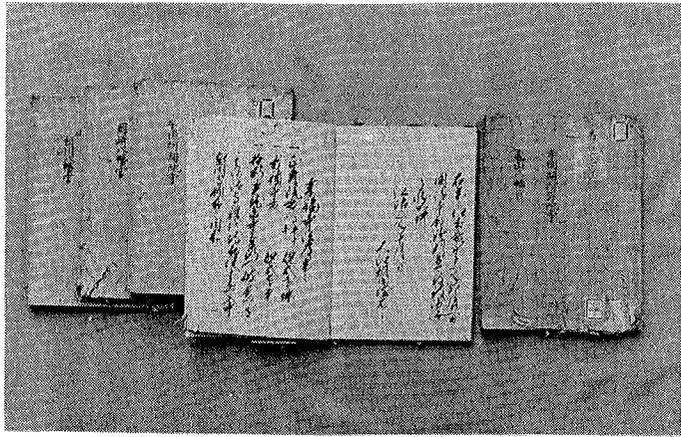
(5) 棟札や鐘銘の写本、什宝類もその内容についての説明書を提出させること。但し近年の作製物は書き上げなくてよい。

(6) 写本と原本の校合は永田瀬兵衛に命じたので、瀬兵衛からそれについて願い出があった時はそのとおりに取り計らうこと。

このような藩主毛利吉元の口頭指示により、寺社の記録の編纂事業は始められたと考えられる。しかし、翌享保五年(一七二〇)に発せられた「閥閥録」の編纂事業とこの事業は重複することから、享保五年に完成することは当初から無理であったと考えられる。

では、この永田瀬兵衛が編纂した「寺社記録」が現存しているのであるのか。結論的にいうならば、「県庁旧藩記録中に見出だされる「寺社証文」がこれであるといえる。「寺社証文」は製本・装幀共に「閥閥録」そっくりであり、全三〇冊に五六寺社分が収録され、外に「寺社御証文目録」が添えられている。ただ外見上異なる点があるとすれば、表紙の表題が「閥閥録」の場合は「閥閥録二十五」というように表題と巻次(冊数)が数字で示されているが、「寺社証文」の場合は「阿弥陀寺」と収録寺社名が表紙に記入されていることくらいである。これは同一編者により同時に編纂されたことを物語るものであろう。

しかし両書の収録内容はずい分異なっている。「閥閥録」が基本的には家臣各家所持の文書と略系から構成されて



寺社証文原本

いるのに対し、「寺社証文」は(1)縁起(由来・起源)、(2)歴代住職・神官名、(3)什書、(4)什宝、(5)棟札、(6)鐘銘、(7)末寺・末社名、(8)開基名・牌名・奉納詩歌・開基開山行状・系図などが収録されている。これらを一覽表にしたのが表一である。これで見ると、縁起・歴代・什書は各寺社にとり報告しやすい事例であったためか比較的によく収録されているのに対し、残りの事項についての収載例は少ない。このことは本書が什書(文書)を収録することを目的に編纂されたものと考えてよいであろう。

次に「寺社証文」に記載されている寺社は、どのような基準で選出され、地域的な分布状況はどうなっているかをみてみよう。防長両国内における寺社数は、後年編纂された「寺社由来」によると二、〇一六寺社であるから、本書記載寺社は全体の三パーセントにも達していない。確かに記載寺社は両国内の「主要寺社」に違いないが、古寺社ということではできない。なぜかといえば、「式内社」という見地から見ても、防長両国の式内社一〇社のうち、記載社は四社に過ぎないからである。

では、分布状況から記載基準が分るのではないかという目的で作成したのが図一である。これで見ると、約半数以上が山口とその近辺地域に集中し、残りが徳山・防府・舟木・長府の四地域の近辺にほぼ限定され

表1 寺社証文収録寺社別内容一覧

寺社名	縁起由来	歴代	什書	什宝	棟札	鐘銘	末寺末社	その他	寺社名	縁起由来	歴代	什書	什宝	棟札	鐘銘	末寺由来	その他
1 深川村大寧寺	○	○	○	○		○	○	○	2 小郡村妙満寺	○							
2 赤間関町阿弥陀寺	○	○	○			○			30 山口町竜福寺	○	○						○
3 赤間関町亀山八幡	○	○							31 山口町俊竜寺	○							○
4 佐佐村南原寺	○	○	○				○		32 山口町真如寺	○	○						○
5 舟木村瑞松庵	○	○	○				○		33 仁保村源久寺	○							○
6 舟木村岡崎八幡	○	○	○				○		34 仁保村見性院	○	○						
7 牟礼村阿弥陀寺	○		○					○	35 仁保村正法寺	○	○						
8 俵山村能満寺	○		○	○					36 仁保村養徳院	○	○						
9 俵山村松川八幡	○		○				○		37 山口町今伊勢	○	○						
10 御堀村乗福寺	○		○		○		○		38 山口町祇園	○	○						
11 萩町春日	○	○	○						39 山口町高嶺山王	○	○						
12 末益村惣社八幡	○		○				○		40 山口町能野	○	○						
13 棚井村恒石八幡	○		○						41 防府町国分寺	○	○			○		○	○
14 末延村末延八幡	○		○						42 防府町天満宮	○	○		○				
15 万倉村別府八幡	○		○			○			43 山口町三宮	○	○		○				
16 岐波村南北八幡	○		○						44 山口町能天満宮	○	○						○
17 棚井村東隆寺	○		○				○		45 仁保村八幡	○				○		○	○
18 棚井村浄名寺	○		○						46 大崎村一宮	○	○						
19 一ノ宮村長門一宮	○		○						47 徳山村四能宮	○	○						
20 長府町長門二宮	○		○						48 長穂村竜文寺	○	○					○	○
21 山口町興隆寺	○		○	○					49 富田村建咲院	○	○						
22 山口町善福寺	○	○	○				○		50 徳山村興元寺	○	○			○			
23 山口町常當寺	○	○	○				○		51 山口町今八幡	○	○					○	
24 山口町大通院	○	○	○						52 山口町多賀社	○	○						
25 山口町妙寿寺	○	○	○						53 山口町巖島	○	○						
26 山口町周慶寺	○		○	○					54 小鯖村禪昌寺	○				○			
27 山口町長寿寺	○	○	○						55 小鯖村藁雲寺	○	○			○			○
28 山口町永福寺	○	○	○						56 山口町瑠璃光寺	○	○			○			○

「絵図方」は藩政当初から設置された役座の一つであり、屋敷図や絵図を調製する役であった。この役の者の多くが「高札方」を兼務し、頭人は大組士七〇石以下の者の中から任命されることになっていった。^①従って、この役座は藩府の編纂事業とは、もともと何の関係もなかった。しかし、この役座が、嫌応なく藩府の編纂事業に乗り出さなければならぬような事件が、次々と正徳から享保初期（一七一〇～一七二六）にかけ起きてきた。これらの事件というのは「諸郡にて前々論地出来」といわれるもので、分りやすくいえば、藩界・郡界・村界などに関する境界争論事件の頻発である。

これらの事件の中で代表的なものを二件あげるとすれば、第一のものは「万役山事件」^③である。正徳五年（一七一五）の夏、本藩領都濃宰判久米村の百姓が村界の小松一本を切り取ったことを、徳山藩の山廻が見咎めたことが発端となり、徳山藩が改易されるという大事件に発展する。第二の事件としては「間地争論」^④がある。これは正徳年間船木宰判地村の東南の山地に、小郡宰判井関村の百姓が開作したことが発端となり、村対村の争論から宰判対宰判の争論となって、最後は新宰判の誕生となる。このような事件が統発する原因は、行政区の境界が判然としていなかったという行政上の問題があり、さらに境界地に多く存在する草木の需用が、飼料・肥料・用材として高まってきたという社会的な背景があった。そこで藩府としては、「行政区画の基礎となる村と村との境界を確定する」という大事業に取り組みこととなった。

この大事業の実施に際し、担当役座として浮上してきたのが「絵図方」である。「絵図方」では、これまでの業務に加え、村ごとの「明細絵図」の作製という新たな業務を受け持ち、新事業を担当する者を「明細絵図方」と称した。この新係の用務は、村ごとの境界線の明示された「村絵図」を作成し、村落中の「山林・耕地・荒地・宅地・集落・

公共物・寺社・名勝・字名・道路・河沼」などを記入した両国全部の「村明細図」を完成させることであった。この新係の担当者として、井上武兵衛親明が任命され、のちに有馬武春（喜惣太と号す）がその配下に加えられた。

井上武兵衛の家はもともと福島正則の家臣であったが、主家が没落したので浪人者となった。父重親は藩主毛利吉元に仕え、晩年は大組に加えられた。井上武兵衛は藩主毛利吉就の弟元重に仕えたが、元重の死後書院役となりさらに蔵元検使役に代った。享保五年（一七二〇）絵図方頭人平田仁左衛門の要請により「明細絵図方」の発足のため、その責任者となった。^⑤有馬喜惣太の家はもともと穴戸家の家来であったが、のち福原家の家来となった。有馬喜惣太は次男であったので、主家福原家の許しを得て絵師雲谷等達の弟子となった。「明細絵図方」解散後の宝暦十二年（一七六二）に、次のような奉書が藩主から下されているが、これは「明細絵図方」の業務をよく示しているので書き上げてみる。^⑦

有馬喜惣太

右享保七年己未御雇にて初召仕、絵図方被付置、彼是御用数拾年遂其節候、然は諸郡にて前々論地出来、御厄害有之候得共、役人を追々入替被仰付、根知之者無之、喜惣大儀数年心懸宜、御国中地理功者之儀、右勤功も有之儀二付、格別之御沙汰を以、米拾五俵被遣之御家人被召出、寺社組之被召加候条、己未郡方定居二して、御国中御蔵入給領具外物境諸御控物見合、土地二よつて絵図等をも調置、明白に相分り候様二仕、代々其業無怠転可相勤候事

宝暦拾貳年午ノ九月廿九日

右の文書から判明することは次の通りである。

- (1)有馬喜惣太は享保七年(一七二二)に臨時雇として「絵図方」に採用となり、その後数十年もそこで勤務をした。
- (2)その理由は諸郡において境界争論が多発したためで、行政府の苦勞も大変なものがあつたが、行政府の役人は役替えがあり紛争の真因を知る者は少かつた。
- (3)しかし、喜惣太はその間真面目に用務に取り組んだので「地理功者」(地理に明るい者)となり、その功績は誰もが認めるところである。

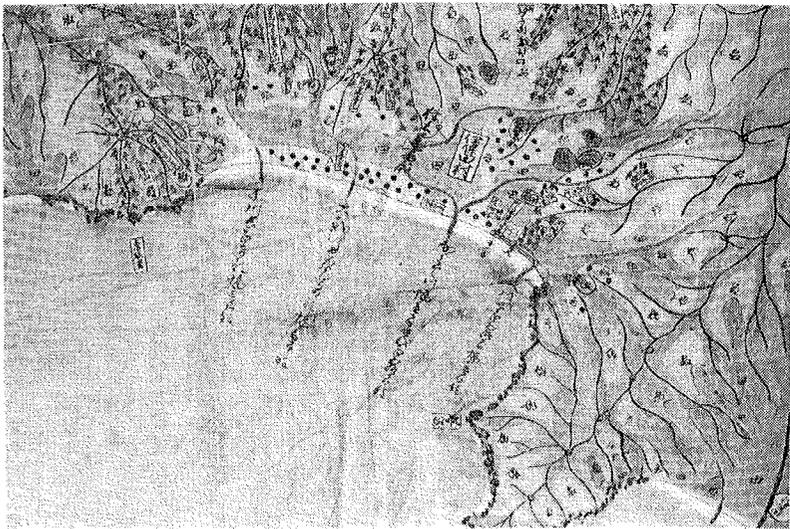
(4)そこで特別の賞与として年間米一五俵を支給して御家人とし、寺社組の一員に加える。

(5)今後は郡奉行の配下として従前通り両国中の蔵入地・給領地などの境界を調査研究し、明細絵図を作成して境界を明白にするよう努力せよ。また子孫にその業務を継承させ、代々この業務で粗漏のないようにせよ。

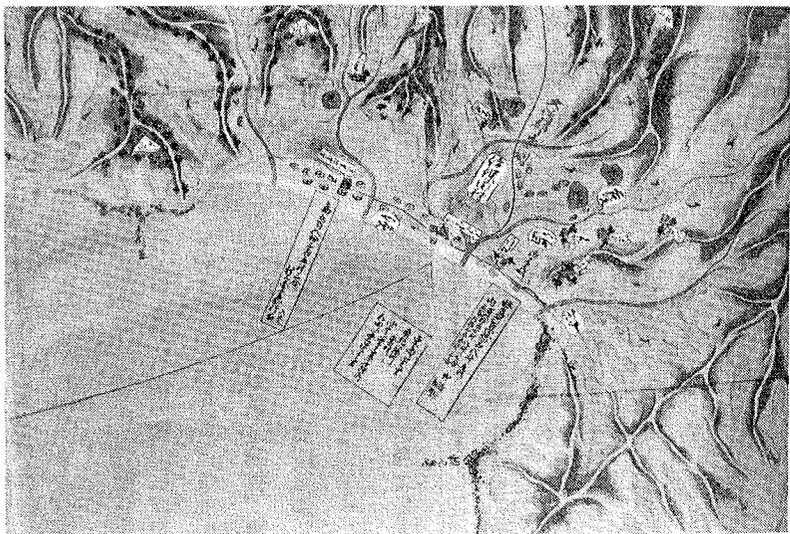
右のように、享保七年から有馬喜惣太という絵師としての心得のある地図師が、井上武兵衛の配下に加わることとなり、両者のコンビによる両国内の村ごとの「明細絵図」作成という大事業が発足することとなる。もちろん、この事業は両名だけではない。この両者を中心に郡奉行配下の多くの補助員や勘場役人が動員されたことは推察できることである。

では、右の大事業の結果として、現在まで残されている業績が「地下上申」一、〇五八点と地下上申絵図一、三二三点である。この事業の経過について、書き残されたものは見出すことができないため、「地下上申」と「地下上申絵図」そのものを検討する以外にたてではない。そこで、それらの現存状況からみて行くことにしよう。

「地下上申絵図」と一口にいても、現在四種の絵図が残されている。即ち(一)地下図、(二)明細図(清図)、(三)明細副図、(四)写図である。(一)の地下図は藩府の「明細絵図方」の指示に基づき、在地の村役人の手でつくられたものと考え



大島宰判 伊保田村地下図



大島宰判 伊保田村明細図

られる。^⑩この絵図は高山から村を見おろす形態(鳥瞰図)でえがかれ、田畠・山林・道路・河川・人家・寺社・地名などが記入されている。村内の田畠は薄い彩色で区別がある(村によっては彩色なし)ものの、村の大きさは村により不統一(同一縮尺ではない)である。

右のような地下図に対し、「明細図」はまことにすっきりした同一手法でえがかれている。絵図の四隅には東西南北が記入され、山は薄墨色で尾根は白い線で示し、山頂は△印があつて山名の記入がある。田畠は黄色、屋敷地・荒地などの無税地は薄緑、海・川は薄青、道路・海路は朱色と色彩は豊かである。人家・公共物・寺社は家の形ちで示し、人家は黄色、公共物は白色、寺社は朱色と色の区別がみられる。村の中央には村名・村高・給地高が朱枠の中に記入され、村の東西・南北の里程も同様の方法で表わされている。

表2 地下上申絵図種類別一覧

種別 宰判	地下上申				計
	地下図	明細図	副 図	写 図	
大島	37	29	20	24	110
奥山	16	17	—	15	48
前山	22	24	1	23	70
上関	20	—	—	20	40
熊毛	28	34	—	23	85
都濃	10	12	10	10	42
三田	9	1	7	7	24
徳尻	25	25	—	25	75
山口	26	19	2	16	63
郡木	8	—	—	6	14
田柵	22	24	11	23	80
美津	16	16	14	15	61
先大	11	10	7	10	38
前大	11	10	10	8	39
当島	14	13	9	14	50
浜崎	15	14	26	8	63
奥阿	5	6	3	6	20
岩武	21	22	19	21	83
徳国	56	56	—	8	120
清山	29	2	18	3	52
長末	14	1	—	—	15
府	66	46	9	—	121
計	481	381	166	285	1313

「明細副図」は「明細図」の副図であつて「明細図」とまっ

たく同様であるが、地名などが記入されていないものが多い。「副図」は「明細図」が紛失・損失した場合に備え、藩府「明細絵図方」で作成したものであろう。「写図」というのは昭和十二年に設立された。山口県史編纂所が、「明細図」の貴重さに注目して、その「写し」を作成したものである。

次に「地下上申」のことにふれてみたい。「地下上申」という名称は、この史料群が明治十年代内務省修史局の指令による皇国地誌編修に関連し、原本を清書して九六冊に編冊し、総合標題を「地下上申」としたことによる。しかしながらこのような名称がつけられたため、多くの誤解を生ずる基礎となった。誤解中の最大のものは、いうところの「地下上申」が井上武兵衛「明細絵図方」の中心事業であり、「村絵図が付属する」という考え方である。この考え方はまったく逆であつて、これまで述べたように「明細絵図」を作成するために、「地下上申」は村方から提出させた基礎資料・参考資料に過ぎないものであつて、いうならば「明細絵図土代」(基礎となるもの)と称すべきものである。このことを証明するものとして、大島宰判の表題は次のように書かれている。

大島郡伊保田村明細絵図添書

右の表題を素直に読めば、大島郡伊保田村の明細絵図の添書であることがよく分る。ここでの「明細絵図」とは、絵図の説明で述べた「地下図」と「明細絵図」の後者ではなく、前者の意味である。当時はまだ後者は作成されておらず、前者を「明細図」と考えており、その添書として添付されたものである。

さて、名称のことは右の指摘にとどめ、その内容をいまい少し検討してみよう。徳地宰判堀村は現在三冊の「地下上申」原本が残されている。三冊目は二冊目の完全な写本であるため、内容の異なるものは二冊であり、その表題は次の通りである。

(一冊目) 享保十四四年 佐渡郡堀村石高境目書
元文二巳年

(二冊目) 寛延元戊辰八月 徳地堀村由緒書石高付共 庄屋 山田庄右衛門

右の表題から一冊目は内容が境目書であり、二冊目は由緒書であることがよく分り、両書共にその中に石高付けがみられる。ここで注意すべきは右の三つの年号である。一冊目は二つの年号の境目書が合冊されたものであり、二冊目が寛延元年の由緒書である。右両書の奥書は次の通りである。

(一冊目の一)

右今度就御尋御安書を以被仰渡、尤境め書之通地下詮儀仕、隣村申談少も出入之所無御座候二付、奥書仕差上申所如件

享保拾四西十月十六日

庄屋 山田又左衛門 (印)

(以下略)

(二冊目の二)

右佐渡郡徳地堀村明細絵図被仰付、庄屋畔頭地下功者之老人立会絵図相調、隣村との境目旁無相違様二讀談仕書調も御座候ハ、比辻を以沙汰被遊可被遣候、為其覚書判形仕差上申候、以上

元文貳巳七月

庄屋 山田正右衛門 (印)

(以下略)

(二冊目)

右堀村惣高付立・小村由緒・寺社付立共二前者之通二御座候、以上

寛延元戊辰八月八日

庄屋 山田庄右衛門 (印)

(以下略)

以上のことを分りやすく書き上げると次のようになるだろう。

(1)享保十四年(一七二九)、藩府から「石高境目書」の雛形が示されることによりその提出を求められたので、隣村ともよく話し会って境目に矛盾のないように調整し、確認印を押しお届ける。

(2)元文二年(一七三七)、「明細絵図」の作成提出を求められたので、庄屋・畔頭・地元の地理に明るい老人などが協力し、隣村との境目に間違いがないように相談し、決定版を作成して提出するが、この通りに間違いはないという確認印を押しお届ける。

(3)寛延元年(一七四八)、堀村の村高、小村のいわれ、寺社の名称や規模などについての「由緒書」をお届ける。右のことから、最初に藩府から提出を求められたものは「境目書」であり、十年後に求められたものは、「明細絵図」であり、さらに十年後に求められたものが「由緒書」であったことが判明する。これをみただけでも、前後二十年にわたる事業であったことがよく分る。このようなことは宰判により差違があるようだが、基本的には両国内(本・支藩共に)で実施されたのであった。これらのことを、一覧表にまとめたものが表三である。

これで見ると、「地下上申」の内容からみた種別は三種に分類できる。第一が「境目書」であり、それは村境を詳細に述べたもので「隣村〇〇村との境ハ、右白迫山より茶白山迄尾境に下り、夫より西平之小尾ヲ下り……」というように、ながながとくわしく境界が書き上げられている。第二は「由来書」で、地名の由来が次のように書かれている。「この所高野と申伝候は、往古御鷹獵有之由二付、たか野を高野と書誤り候事何之頃よりか相知不申候事」など

表3 地下上申種別一覽

種別 宰判名	境目書	由來書	その他	計	奥印	請印	備考
大島	27	13	4	44	27	—	境目書=元文元・2、奥印=寛延3
奥山	15	—	3	18	—	15	請印=寛延2・3
前山	22	2	2	26	4	18	請印=寛延2・3
上関	24	—	—	24	—	—	境目書=元文2・3
熊毛	23	7	—	30	—	—	境目書=元文3、由來書=寛延元
都濃	13	8	1	22	—	—	境目書=元文3・5、由來書=寛保元
三田	11	14	2	27	—	—	境目書=元文5、由來書=寛保2・寛延2
徳山	24	19	2	45	—	—	境目書=享保11・14、由來書=元文2・延享5・寛延元
小郡	18	18	—	36	—	—	境目書=享保13、由來書=寛保3・寛延元
舟木	8	9	4	21	—	—	境目書=享保11・13、由來書=寛保2
吉美	24	7	1	32	—	—	境目書=享保14・19、由來書=寛保2
先大	11	10	—	21	—	—	境目書=元文4、由來書=寛保2
前大	15	—	—	15	—	—	境目書=享保12~14
当島	12	10	5	27	5	—	境目書=享保12・13、由來書=寛保2(豊浦郡は別)
浜崎	11	9	7	27	—	—	境目書=享保13、由來書=寛保2(豊浦郡は別)
奥武	13	11	1	25	—	—	境目書=元文5、由來書=寛保2・3・延享5
岩国	9	4	6	19	—	—	境目書=元文5、由來書=寛保2
徳山	21	—	2	23	1	20	境目書・請印共=寛延4・宝曆2
清長	37	—	2	39	—	34	境目書・請印共=寛保元・3・寛延元
	31	12	1	44	3	15	境目書=元文5~寛保2、請印=寛延2(飛地・島は別)
	12	2	3	17	8	—	境目書=享保19・元文4、奥印=延享4
	62	14	7	83	50	—	境目書=元文4、奥印=延享4
計	443	169	53	665			

の類である。

第三は「須々万村由緒沼要書伝記并隣村道里付」^⑤のように、その地区の古城跡にまつわる伝説や隣村への道程を書きあげたものが多く、参考資料として添付したものと考えられる。「村高」の中には戸数・人口・牛馬数が含まれ、まれには「村高書」として独立した冊子もあるが、九九パーセントは「境目書」、「由來書」のどちらかに書き加えられている。表三では独立した「村高書」は「その他」に数えた。表三に「奥印」・「請印」として掲げたものは、参考のために加えたもので、大島宰判平野森村の「奥印」は次のようなものである。

右比度就御尋御安書を以被仰渡、尤境目書之通隣村申談少も出入相違無御座二付、奥書仕差上ケ申所如件

元文元辰ノ十二月

庄屋 石崎勘左衛門 (印)

(以下三名署名略)

井上武兵衛様

右御引合被成、丹書之通相違無御座候、以上

寛延三年ノ四月十日

庄屋 藤井瀬兵衛 (印)

(以下一名署名略)

これで見ると、元文元年(一七三六)に「境目書」を提出したことが分る(この場合絵図を提出したかどうか不明だが、表題が「明細絵図添書」とあることから、提出したと考えてよい)。しかし、寛延三年(一七五〇)前出の「境目書」に矛盾があったのであろう。「明細絵図方」から朱筆が入って訂正を求められた。この「朱筆のとおり」に間違い「ございませぬ」というのが、「二度目の奥印」である。「明細絵図方」はその頃大島宰判村々の「明細図」が完成に近づき、最後の確認としてこの奥印を求めたと考えられる。

「請印」としては奥阿武宰判須佐村のものを例示しよう。

右比度明細絵図被御調二付、隣村境悉く懸御目候上、絵図被成御調、私共一覽被仰付候処、少しも相違之儀無御座、前書之通御座候二付、奥書仕差上申所如件

宝曆三西五月十一日

須佐村益越中殿庄屋
津森平左衛門 (印)

(以下二〇名署名略)

井上武兵衛様

右で述べられていることは、「明細絵図」を作成するため『明細絵図方』の役人を隣村境界確認のため案内した。

その後絵図が完成したので私共に一覽するようにとのことであり、それを確認したが「境目書」と違うところは少しもなかった。そこで確認印を捺印する」というものであつて、この宝暦三年(一七五三)には須佐村の明細絵図が完成したことを示している。

表三備考の記事で分るように、両国内「村明細図」の完成という大事業は、各宰判一斉に行われたという事業ではなく、各宰判各地方ごとに、幾段階にも分けて実施された事業であつた。残存する「明細図」に完成年月の記入がないので断言はできないが、「境目書」の提出時が早く、しかも「由来書」の提出も早い山口・小郡・舟木という山陽部の宰判が寛保期に完成し、次いで残りの山陽部、支藩領、最後が山陰の海岸から山間部という順序であつたのではなかつたかと私は推察している。奥阿武宰判は恐らく最終完成地方で、宝暦三年は最後に近い年であつたのであろう。

では「明細絵図」さえでき上つたならば、境界争論はびたりと停止したのであろうか。実はそうではなかつたことが、「地下上申」の奥書により推察できる。紛争が未解決のまま奥印がなされた地方として長府領があり、同地の奥書には軒なみに「尤〇〇村之境前書之通り少々入相之所境難相分御座候」とあり、問題点が残されていることが書き上げられている。しかしこれらも、「境目書相違之所御座候二付、地下詮議仕、境書之通隣村申談出入之所少も相違無御座候」とあるように、相違点は隣村との話し合いで解決したとみられる。だが、解決したのは絵図上の境界線のことだけで、その土地に対する入相慣行は残されたままであつたため、後年まで紛争の続く原因ともなつたのである。このような地方として、長府領の外には奥山代宰判と岩国領境、能毛・都濃両宰判と徳山藩境、奥山代宰判内の諸村境などが、「地下上申」奥書からみた境界紛争多発地帯といふことができる。

また、奥阿武宰判・前山代・奥山代・岩国領は他藩と境界を接している。境界を確定するといつても、他藩とは話し合つて決めることができない以上、紛争の解決に「明細絵図」作成は少しも寄与しなかつた。国境紛争は、郡奉行管轄下「明細絵図方」の職能を越えた問題であり、藩当局の政治力の課題として処理すべき事項であつたと考えられる。

宝暦五年(一七五五)三月、井上武兵衛は「明細絵図方」を退任したが、これは両国内の「明細絵図」が総て完成したため、この臨時役座が解散したためと考えられる。井上武兵衛がこの役座頭人に任命されたのは享保五年(一七二〇)であるから、三六年間かかつてこの事業を遂行し成就させたことになる。この間延享四年(一七四七)にその功勞に対して御意銀六百目を下賜、退任後の宝暦八年(一七五八)には御加増六百目の恩賞が与えられ、さらに宝暦十三年(一七六三)には銀六百目が御加増となつた。井上武兵衛から二年遅れて「明細絵図方」に臨時採用された有馬喜惣太は、この章の始めにふれたように事業終了後の宝暦十二年(一七六二)御家人として正式に採用され、寺社組の一員として郡奉行所に向向するという身分となつた。これは喜惣太の功績に対する藩府の恩賞である。

註① 「もりのしけり」三〇六頁(旧長藩職一覽表)。

② 次頁に引用した「有馬喜惣太」褒賞中のことは。毛利家

文庫二三譜録あ一〇三「有馬喜惣太武春」。

③ 「徳山市史」上(旧版)一九三頁。

④ 「阿知須町史」二二頁、藤村忠明著「阿知須町史」八

六頁。

⑤ 毛利家文庫四〇法令一三五「諸御書付二十八冊」「諸出

入御裁許」、「山口県史料近世法制編上」四八六頁に多くの
実例がみられる。

⑥ 毛利家文庫二三譜録い二六「井上武兵衛親明」。

⑦ 毛利家文庫二三譜録あ一〇三「有馬喜惣太武春」。

⑧ 県庁旧藩記録に在中。

⑨ 県庁旧藩記録に在中。

⑩ 後述徳地宰判堀村の「地下上申」には「庄屋・畔頭・地下功者立会絵図相調」とあり、村役人の手でつくられたことが書かれている。また、残されている地下図をみて、村によって大中小さまざまの大きさであり、紙質も違つが、記入事項や記号・様式は同様である。このことから記載事

項については藩の指示があつたが、作成したのは村役人であつたと考えてよいだろう。

- ① 一般郷土資料別置中にあり。名称命名理由は山口県地方史研究会刊「防長地下上申」解説による。
- ② このような考え方をする者は多いが、この考え方の代表として山口県地方史研究会刊「防長地下上申」解説を参照のこと。
- ③ この土代は建築物を建てる基礎となるものの意で、近藤清石が「大内氏実録」を編纂するに当り、収集した資料を「大内氏実録土代」と名付けたことによる。「明細絵図土代」といみじくも命名したのは同僚の戸島昭氏である。
- ④ 県庁旧藩記録別置「地下上申」四九四番「堀村石高境目書」、四九五番「堀村由緒書石高付共」、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」二卷二九二頁・二八六頁・二九九頁。
- ⑤ 県庁旧藩記録別置「地下上申」三〇一番、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」二卷一七四頁。
- ⑥ 県庁旧藩記録別置「地下上申」二九番「平野森村明細絵図添書」、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」一卷五頁。
- ⑦ この朱筆は山口県地方学会刊「防長地下上申」では明示されていない。従つて奥書に「丹書之通」とあつても、原本をみないことには意味不明で理解できない。
- ⑧ 県庁旧藩記録別置「地下上申」八四〇番「須佐村石高由来境目書」、山口県地方史研究会刊「防長地下上申」四卷六六四頁。
- ⑨ 毛利家文庫四〇法令一五九番「御書付其外後規要集」4「山方一件」、「山口県史料近世編法制下」一一九頁などに実例が多くみられる。
- ⑩ 山口県史編纂所収集史料八番「役人帳」十ノ下。
- ⑪ 毛利家文庫三五賞罰一七(二五一一)「御賞美先格書抜十二」。加増のことはこの史料による。
- ⑫ これは⑥による。